

自動音声案内開始のお知らせ

皆様からの各種届出やお問い合わせに対して、迅速な対応や電話回線の混雑解消を図るため、自動音声による案内を開始します。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

旭川中央警察署 令和7年11月5日運用開始

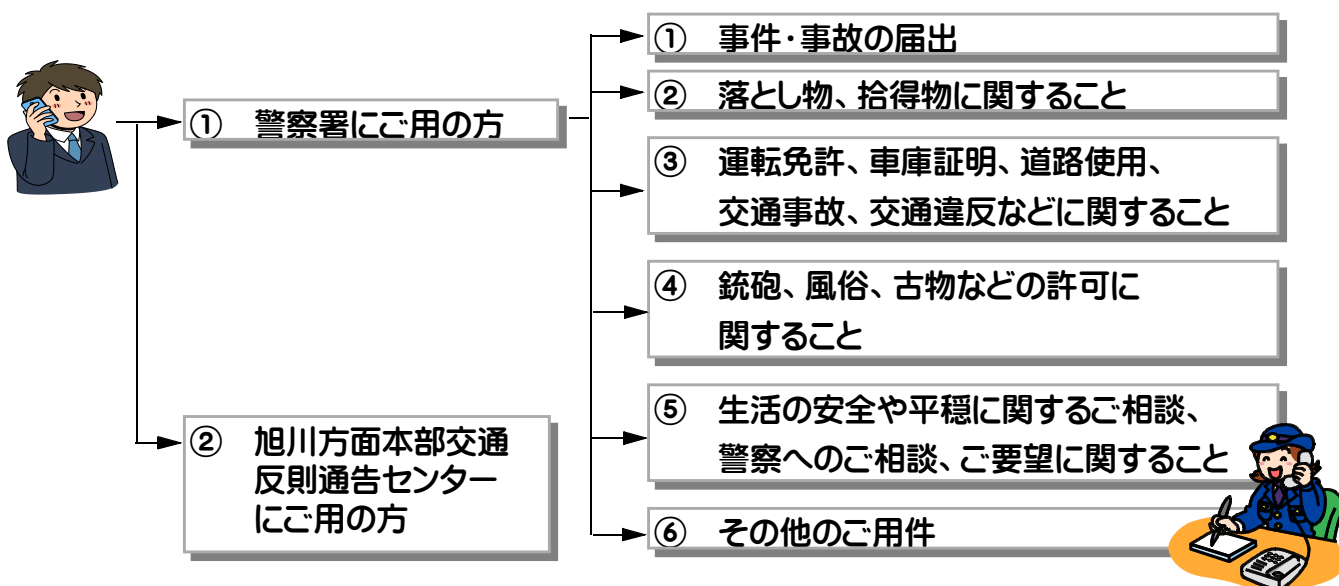
(代表電話 0166-25-0110)

緊急を要する事件事故等は
110番通報をお願いします。



○ 開庁時間（平日）午前8時45分～午後5時30分

自動音声による案内に従って、お問い合わせ先の番号を選択してください。
担当の職員に繋がりますので、用件をお話してください。



※ 上記接続先は、今後変更する可能性があります。

○ 休日及び夜間等（上記時間帯以外）

ストーカー、DV、虐待、行方不明、落とし物・拾得物のほか、お急ぎのご相談やお問い合わせの方は、自動音声案内に従って、番号を選択してください。

※ 窓口業務に関する問い合わせは、恐れ入りますが、
平日の午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分までの間にお掛け直してください。

自動音声案内選択番号表

音声案内に従って、お問い合わせ先の番号を選択してください。
なお、案内の途中でも番号を選択することが可能です。

開庁時間（平日） 午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分

選択番号及び問い合わせ内容				
1	警察署にご用の方	1	事件・事故の届出	
		2	落とし物等に関する事	
		3	運転免許、車庫証明、道路使用、交通事故、交通違反などに関する事	1 運転免許に関する事
				2 車庫証明、道路使用に関する事
				3 交通事故に関する事
				4 交通違反に関する事
		4	銃砲、風俗営業、古物などの許可に関する事	
		5	生活の安全や平穏に関するご相談、警察へのご意見ご要望	
		6	その他のご用件	
2	旭川方面本部交通反則通告センターにご用の方			

※ 例えば、

- 事件・事故の届出の場合は、「1→1」を選択
- 運転免許に関する事は、「1→3→1」を選択してください。

休日及び夜間等（上記時間帯以外）

- 緊急の事件・事故の場合は、110番通報してください。
- 窓口業務に関する問い合わせは、恐れ入りますが、
平日の午前8時45分～午後5時30分までの間にお掛け直してください

選択番号及び問い合わせ内容	
1	ストーカー、DV、虐待、行方不明、落とし物・拾得物のほか、 お急ぎのご相談、お問い合わせの方